

千葉県消費生活推進会議設置要綱

(設置及び目的)

第1条 本市の消費生活に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、「千葉県消費生活推進会議」(以下「推進会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 推進会議の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 消費生活に関する施策の連絡調整
- (2) 消費生活基本計画における個別施策の進行管理
- (3) 消費生活基本計画の点検・評価案の調整

(組織)

第3条 推進会議は別表に定める職にある者をもって構成する。

- 2 会長は、市民局生活文化スポーツ部長の職にある者とし、副会長は、消費生活センター所長の職にある者とする。
- 3 会長は会務を総括し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議は、会長が招集し、議事を進行する。なお、会長は必要に応じて、推進会議の議事を書面で行うことができる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係者を推進会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、市民局生活文化スポーツ部消費生活センターにおいて処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

	局等	職名
会長		生活文化スポーツ部長
副会長	市民局	消費生活センター所長
委員	総合政策局	広報広聴課長
〃		スマートシティ推進課長
〃	総務局	給与課長
〃		人材育成課長
〃	市民局	市民自治推進課長
〃		地域安全課長
〃		国際交流課長
〃		男女共同参画課長
〃	保健福祉局	地域包括ケア推進課長
〃		健康推進課長
〃		生活衛生課長
〃		環境衛生課長
〃		食品安全課長
〃	こども未来局	こども企画課長
〃		幼保支援課長
〃		幼保指導課長
〃	環境局	環境総務課長
〃		環境保全課長
		脱炭素推進課長
〃		廃棄物対策課長
〃		収集業務課長
〃	経済農政局	農政課長
〃	都市局	住宅政策課長
〃		建築指導課長
〃	教育委員会	教育指導課長
〃		保健体育課長
〃		教育センター所長
〃		生涯学習振興課長
〃		稲毛高等学校・稲毛国際中等教育学校長